

1.雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策	
<p>(1)就労支援施策の強化について <補強> ①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。</p> <p><継続> ②地域での就労支援事業強化について 「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。</p> <p><継続> ③障がい者雇用の強化について 大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用をより一層促進すること。</p> <p>(2)男女共同参画社会の形成(推進)に向けて(★) <補強> ①女性活躍推進について 女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を</p>	<p>(1)①就職氷河期世代への就労支援については、同プラットフォームの主体となる大阪労働局や市福祉部局との情報共有に努めるほか、地域就労支援センターや地域労働ネットワーク推進会議を通じて地域への施策反映に努めます。 (産業観光課)</p> <p>(1)②地域の就労困難者を効果的に支援するため、地域就労支援センターと他の就労支援機関と事例を共有し、連携して事業を進めます。また、本市が参画する地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報を共有し、地域への施策反映に努めます。 (産業観光課)</p> <p>(1)③就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている支援団体等の情報を、地域労働ネットワーク推進会議や研修会を通じて交換を行い、きめ細やかな支援を図ります。 (産業観光課)</p> <p>(1)③障害者総合支援法における就労移行支援、就労定着支援サービスにより、今後も、障害者の就労を支援します。 (障害福祉課)</p> <p>(2)①2018年の第3次せんなん男女平等参画プラン改訂に際し、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画を追加し、毎年度そ</p>

<p>市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。</p> <p><新規></p> <p>②女性活躍推進法の改正について 「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。</p> <p>(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について <継続></p> <p>①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について 「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」(パワハラ防止法)施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業(特に中小企業)への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能な</p>	<p>の進捗状況について市ウェブサイトで公表しています。また、第4次の新たなプラン策定にあたっては、それらから生じる課題分析等を行い、この女性活躍推進並びに男女平等参画に向けた、より一層の取組等について活力ある社会づくりに資する計画の策定に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(人権推進課)</p> <p>(2)①本市においては「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の能力・経験を幅広い職域での活用に努めます。また、政策及び行政サービスの質を向上させるため、適格者を積極的に登用し、管理職に占める女性職員の割合の増加に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p> <p>(2)②女性活躍推進法に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援や就労の場における男女平等の促進等に努めるとともに、2022年4月からの改定内容についても国のポスターやチラシを活用し、周知します。</p> <p style="text-align: right;">(人権推進課)</p> <p>(3)①「同一労働同一賃金」の法整備が制定された後、機会を捉えて情報を発信し、周知に努めます。「働き方改革関連法」、「改正労働施策総合推進法」につきましては、大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。また増加しつつある労働問題については、労働相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発するとともに関連する相談に対しては、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(産業観光課)</p>
--	--

システム等を検討すること。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

<継続>

(4)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

<継続>

(5)産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力(将来性とやりがい、安全等)の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

<継続>

(6)治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」(2018~2023年)が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

(3)②新型コロナの終息後、増加することが予想される外国人労働者に対しては、地域就労支援センター等と連携を図り、定着できる職場への就労支援を図ります。外国人労働者に対する相談・支援整備については、大阪労働局と情報を共有し、啓発に努めます。

(産業観光課)

(4)新型コロナの感染拡大が終息し、受入環境が整えば、外国人材へのニーズは再度高まることが予想されます。このため外国人による地域コーディネーターの配置等、様々な先行事例を念頭に、互いに共存できるための労働環境の整備について検討します。

(産業観光課)

(5)近畿職業能力大学やOSAKAしごとフィールド、ハローワーク等との連携を図り、技能習得の機会情報の提供に努めるほか、商工会主催による合同企業就職面接会「ワークフェア」等の情報も合わせて発信し、就労機会の情報提供に努めます。

(産業観光課)

(6)がん対策基本法の改正の周知とともに、病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、情報を発信し啓発を行い、併せて大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有に努めます。

(産業観光課)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(1)①商工会と連携して、ものづくり産業の育成を進めるツールの1つとして、MOBIOや大阪府よろず支援拠点を活用し、企業に対して必要な情報を周知します。また、女性のものづくり企業をはじめとする市内の企業、事業所が保有する貴重な技術を広く周知するため、ウェブサイトやSNS、情報誌を活用したPR活動を実施します。

(産業観光課)

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

(1)②現在、直接該当するような事業は行っていませんが、商工会等と連携し、広く情報発信を行います。

(産業観光課)

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

(1)③大阪府制度融資及び日本政策金融公庫融資等と連携した利子補給事業、中小企業退職金共済掛金補助事業を核として、経営基盤が脆弱な中小事業者に対する支援に努めます。

(産業観光課)

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全

(1)④市商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を行い、また市内中小企業に対しては、商工会を通じてBCP・BCMに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。

(産業観光課)

国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」(しわ寄せ防止総合対策)に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

<補強>

(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について (★)

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

(2) 中小事業者の下請けの現状を踏まえ、近畿経済産業局との連携を図り、労働者の労働条件改善、適正な価格転嫁ができるよう、必要な情報の周知と啓発に努めます。

(産業観光課)

(3) 総合評価入札制度については、平成27年度に施設建設事業で、また平成29年度にはLED照明灯導入事業で実施しており、地域経済の活性化の観点から、両事業とも地元企業を構成員とした場合は加点評価しています。今後も事業の内容により、価格競争だけではなく総合評価入札制度等を含めた入札制度を活用します。

また地元企業の特性を踏まえ、委託業務に関して、価格の評価も加味しつつ、業務の内容によりプロポーザル方式での契約を行い価格以外の条件を評価することによる公共サービスの質の確保と、公契約の趣旨・福祉の視点の評価導入を進めています。労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定すべきものであるとの考え方もありますが、既に制定している自治体があることから、今後もその動向を注視し、引き続き検討課題として取扱います。

(契約検査課)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1)地域包括ケアの推進について(★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(1)地域包括ケアシステムの構築については、本人の選択と、本人・家族の心構えを前提に「医療・看護」「介護・リハビリ」「健康・予防」「生活支援・福祉サービス」「すまいとすまい方」の要素を適切に組合せ、一体的に提供される体制づくりが必要です。本市ではWAO(輪を)！SENNAN、W忘れてもだいじょうぶAあんしんとOおもいやりの町 SENNAN をスローガンに、地域での認知症に関する普及啓発を行ってきました。現在は、認知症に限らず地域包括ケアシステムの構築をめざした、医療・介護の専門職との協働による在宅医療に関する住民への普及啓発に取り組んでいます。

24時間対応の在宅サービスについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを整備しています。

今後も高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域資源の把握・在宅医療の課題や対応策の検討、及び在宅医療の提供体制の構築、また情報共有や相談支援体制の構築に向けて、引続き取り組みます。

(長寿社会推進課)

<継続>

(2)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

(2)本市では、受診率向上のために、子宮がん検診(20歳女性)、乳がん検診(40歳女性)の市民に無料クーポンを送付するとともに、節目年齢の市民にがん検診の案内を個別で送付し啓発を実施しています。また、国民健康保険組合や協会けんぽの特定健康診査とがん検診を同時に実施しています。30歳代には、生活習慣病の早期発見のために基本健康診査を実施しています。

府が実施している「健活10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」等につきましては、健康教室等やウォーキングイベント等を活用し、啓発します。

企業との連携協定も進めており、引続き、医師会をはじめ、保健所等関係機関と連携し、健康増進の取組を推進します。

(保健推進課)

(3)医療提供体制の整備に向けて(★)

<継続>

(3)①本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消の1つ

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

<継続>

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて(★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援

として医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業（講演会等）を支援しています。

今後も医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。

(保健推進課)

(3)②本市においては、休日・夜間の救急医療体制（二次救急医療）の確保、運営を維持するため泉州医療圏（和泉市以南の8市4町）において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。

当市におきましては、産科婦人科はありませんが、周産期医療におきましては、泉州広域母子医療センターとして、貝塚市以南の4市3町で協力し、りんくう総合医療センターに整備した周産期医療センターを維持するために分担金を拠出し、運営を補助しています。

今後も引続き、府、医師会、近隣市町等と連携、協力しながら、医療体制の充実に努めます。

(保健推進課)

(4)①介護人材の確保については、大阪府介護人材確保会議に積極的に参加し、長期的な視野に立った対策として、福祉・介護の仕事の魅力についてイベント等において情報発信しています。

定着・処遇改善については、研修等により資質向上を図るとともに、介護ロボット

研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質

についても補助金等を活用し事業所への普及に努めました。

また、府及び広域福祉課と連携し、事業者に対し、個別指導や集団指導等の実地指導を通して、職員の処遇改善について確実に実現されるよう働きかけます。通達や法令の遵守についても、事業者への集団指導等において周知・徹底します。

(長寿社会推進課)

(4)②地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するとともに地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図ります。

(長寿社会推進課)

(5)①本市では、4月1日時点において待機児童は発生していません。人口動向・保護者へのニーズ調査等をもとに、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を行いました。

また、平成27年度以降、1公立保育所、4私立保育所、1私立幼稚園の認定こども園への移行により、児童の受入体制の強化を図っています。加えて、小規模保育事業所2か所の新設を行い、保育の充実を目的とし、認可保育等施設との連携を行っています。

(保育子ども課)

(5)②本市が運営する施設の保育士等の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康

の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

<継続>

⑤子どもの貧困対策について

管理に努めています。また、昨年度より市内の民間保育事業者（保育所・認定こども園等）と連絡会議を開催し、定期的に情報交換を行い保育の質の向上に努めています。今年度も開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。終息次第、実施を予定しています。

(保育子ども課)

(5)②本市が設置する幼稚園における幼稚園教諭の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。

(指導課)

(5)③病児保育等については、平成 28 年度から 1 公立認定こども園、1 公立保育所、1 私立保育所、平成 29 年度から 1 私立認定こども園において病児保育（体調不良児対応型）事業を開始し、施設内における体調不良児への財政的支援を行っています。

その他、延長保育については実施済みですが、夜間保育及び休日保育については、利用ニーズ等を勘案しながら、実施について検討します。

(保育子ども課)

(5)④企業主導型保育施設の指導・監査は、公益財団法人児童育成協会が、原則として年 1 回以上、立入調査を実施することとなっています。また、府からの権限移譲に伴い、泉佐野市広域福祉課が認可外保育施設として企業主導型保育施設の指導・監査を行っていますので、市の役割において情報を共有し、保育の質の向上に向け、課題等の抽出、改善を図ります。

(保育子ども課)

(5)⑤「子どもの学習・生活支援事業」につ

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

いては、生活福祉課で実施しています。

子ども食堂への支援策については、地域共生のまちづくり推進事業において、令和3年度までに子ども食堂を4か所整備することを目標としており、令和4年度まで泉南市子どもの居場所づくり事業（子ども食堂）補助金の交付を予定しています。令和5年度以降の子ども食堂への支援について、子どもの貧困に関連する関係機関とも連携し検討を進めます。

(家庭支援課)

(5)⑤本市におきましては、子ども施策を担う部局が令和2年度に新設されたところです。子ども食堂については新設部局により執り行うことになりましたが、子どもの学習・生活支援事業については、生活困窮者自立支援制度所管部局である生活福祉課にて、従前から引続き執り行っているところです。子ども食堂への直接的な支援は子ども部局より行いますが、子どもの貧困対策につきましても、それぞれの関連する部局の連携が不可欠であることから、部局を横断しての連携・協力を進めます。

(生活福祉課)

<補強>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(5)⑥11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、幼稚園、保育施設、小中学校を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性を周知するため、ポスターの掲示、のぼり設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行いました。また、オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動について、令和2年度は12月まで期間を延長し実施しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学校等の休業や外出自粛が継続する中、「子ども見守り強化アクションプラン(以下、アクションプラン)」(子発0427第3号令和2年4月27日厚生労働省子ども家庭局長)に基づき、各学校長等に電話で登校日の登校状況等を確認しました。

なお、全国で緊急事態宣言が解除となり、学校等においても本格的な教育活動等の再開が行われた以降もアクションプランに関連する各通知に基づく対応をするよう、関係機関に依頼する等、学校等との連携を強

<p><新規> ⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について 大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。</p>	<p>化し、虐待の早期発見による未然防止に努めています。 (家庭支援課)</p> <p>(5)⑦本市においては、休日・夜間の救急医療体制（二次救急医療）の確保、運営を維持するため泉州医療圏（和泉市以南の8市4町）において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。二次救急医療機関が輪番制で小児科治療を365日行える体制を構築しています。また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。引続き、府、医師会、近隣市町と連携、協力しながら、小児科をはじめとし、協力医療機関数の増加に努めます。 (保健推進課)</p>
4. 教育・人権・行財政改革施策	
<p><継続> (1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上 少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。</p> <p><継続> (2)奨学金制度の改善について（★） 2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければなら</p>	<p>(1)少人数学級編制による少人数の集団は子ども達や保護者から評価が高く、「子どもの安心感が増し、落ち着いた学校生活を送れるようになった」等好評を得ており、欠席率の低下、学習意欲の向上等効果が出ています。学校現場を取り巻く課題が複雑化し、教職員の多忙化が進んだ実態を踏まえると、自治体による教員配置に格差が生じることが義務教育の本質に係ることであり、その意味においても、国による定数改善は必然です。根本的な教職員定数を計画的に改善することや、これからの社会に対応する学習を実現するため、国や府に対して引続き要望します。また、平成29年9月から全校一斉退庁日及び部活動休養日（ノークラブデー）を全校一斉に実施しており、仕事と生活のバランス良い働き方ができるよう、学校長を通じ指導します。 (指導課)</p> <p>(2)「奨学金」制度の充実は利用者にとって重要な事と認識しています。その改善について、機会を通じて要望します。 (指導課)</p>

ない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い

(3)①本市では、平成29年8月に泉南市人権行政基本方針、令和元年8月に泉南市人権行政推進プランを策定し、「外国人の人権」についても取り組むべき主要課題の1つとして掲げています。人種や民族、宗教、生活習慣の違い等に起因する差別を解消するための施策の推進に努めます。

(人権推進課)

(3)②本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方等の人権を尊重するため、まずは、性の多様性に関する講演会や講座を開催し、市民に対し様々な性についての理解の啓発に努めています。パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。

(人権推進課)

(3)②現在、市役所本館及び別館において、それぞれ各階に1か所ずつ多目的トイレ又は障害者用トイレを設置し、また、点字ブロックを設け、誰もが利用しやすい施設運営に努めています。今後も、市民が安心して利用できるよう環境の維持・充実に努めます。

(総務課)

(4)③公正採用選考人権啓発推進員については泉南市事業所人権推進連絡会会員事業に対し周知を図り拡充に努めます。部落差

<p>問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。</p> <p><新規> (4)投票率向上に向けた環境整備について 投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻りに人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。</p> <p><新規> (5)ふるさと納税の運用について ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。</p>	<p>別解消推進法についても研修会等での周知を図っているところであり、今後も部落差別の解消に向けた取組に努めます。 (人権推進課)</p> <p>(4)従前より、市内大規模商業施設における期日前投票所設置を検討してきたところですが、今後も引続き、導入及び維持に係る費用や選挙人の利便性向上、それらに伴う投票率の向上等の費用対効果を十分検討しつつ、低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究し、期日前投票所の増設に向けて取組めます。 共通投票所の設置については、全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用が多額にのぼるため、現状の本市の状況においては消極的に捉えています。ただし、将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区及び投票所施設の見直しを推進する必要があり、今後検討が必要であると考えています。 投票方法、不在者投票手続きに関しては、一部法改正が必要なものがあります。総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会」が、平成 30 年 8 月にまとめた報告書に不在者投票に関する内容が盛り込まれていますので、同報告書の内容を反映した改正法が施行された際には、適切に対処します。 (総合事務局)</p> <p>(5) 本市のふるさと納税による寄附金については、寄附申込時に人権、教育、子育て、福祉、産業振興等 14 の用途から選択していただけるものとなっています。よって、ふるさと納税の用途については、寄附者の想いを反映するため、選択していただいた用途の予算として活用します。 (政策推進課)</p>
<p>5. 環境・食料・消費者施策</p>	

<p><継続> (1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★) 食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。</p> <p><継続> (2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について 2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。</p> <p><継続> (3)消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策について 「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。</p> <p><補強> (4)特殊詐欺被害の未然防止の対策強</p>	<p>(1) 引続き食品ロス削減にむけ、広報紙やウェブサイトでの啓発、小学校での出前授業やイベントにて食べ切り促進等のPRを行います。また、条例制定や環境整備については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。 (産業観光課)</p> <p>(2) 清掃課より、廃棄食料をフードバンクに活用する構想があり、本課が自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンクを行っているところですが、清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンクに活用するための準備を進めているところです。 本市にてフードバンクを行っている事業者が前述委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。 また、社会的認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取り組みます。 (生活福祉課)</p> <p>(3) 現在、消費者庁事業の消費者の倫理的消費の項目の中にはカスタマーハラスメント防止のための啓発は含まれていないため行っていません。 (産業観光課)</p> <p>(4) 特殊詐欺対策として有効な留守番電話</p>
--	--

<p>化について 大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。</p>	<p>の効果的な使い方等をはじめとした様々な悪質商法の被害防止をチラシやウェブサイト、SNSを活用した啓発に努めます。 (産業観光課)</p>
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策	
<p><継続> (1)交通バリアフリーの整備促進 公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。</p> <p><継続> (2)安全対策の向上に向けて 鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。</p> <p><新規> (3)キッズゾーンの設置に向けて</p>	<p>(1)鉄道駅舎については泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を制定し、バリアフリー化設備の整備にあたって補助金を交付しています。 (都市政策課)</p> <p>(2) 鉄道駅舎については泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を制定し、バリアフリー化設備の整備にあたって補助金を交付しています。 また、社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全について、交通事業者や市民とともにバリアフリー整備に対する意識の啓発や教育等の「心のバリアフリー」を推進しています。 (都市政策課)</p> <p>(2)設置状況に応じ、鉄道駅における安全対策の推進のため、固定資産税（償却資産）の減免措置等も検討すべきものと考えています。 (税務課)</p> <p>(3)昨年実施した保育施設の散歩コースの</p>

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

<継続>

(4)防災・減災対策の充実・徹底について(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

点検をもとに、関係機関と協議の上、キッズゾーンの設置を検討します。

(保育子ども課)

(3)キッズゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察署と共に内容の精査を行い、設定に協力します。

(道路課)

(4)現在の総合防災マップ(平成29年2月作成)を令和3年度中に更新する予定であり、新たに指定された高潮、洪水の浸水想定区域等について最新の情報に基づいたより分かりやすい内容で皆さんにお伝えできるよう事業を進めます。

市民には当マップを主な手段として、避難場所・避難所を俯瞰的に把握していただけるよう、また平時から備えておくべき防災用品の案内等の情報提供を行っていきます。

そのほかには、市内の小中学校の避難所の周辺に避難所誘導版を設置し、平時から避難所としての認識も持っていただくよう標示や、広報紙に家庭でできる備え等の記事を定期的に掲載し、備蓄品の準備について啓発しています。

被害を低減させるための施設・装備の充実については、公の施設の適切な維持管理、効果的な災害物資の調査・研究に努めます。

コロナ禍における災害発生時の医療体制の整備・強化については、府保健所をはじめ近隣自治体との連携を図り、広域的な取組に努めます。

避難行動要支援者名簿については、毎年更新を行い、地域毎に順次締結を進めている要支援者対策に係る協定に基づき、必要な支援体制の整備を図ります。

地域住民や事業者と連携した訓練等については、毎年、地域の区・自治会、自主防災会、市内の大型商業施設の事業者及び市が合同で防災訓練を実施しています。

災害発生時の情報提供の工夫については、ウェブサイトの特設ページを設け、緊急情報に必要な情報を掲載していますが、より分かりやすい周知に努めます。

コロナ禍における新たな防災計画の策定については、令和2年9月に避難所運営マ

<p><補強></p> <p>(5)地震発生時における初期初動体制について</p> <p>地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。</p> <p><補強></p> <p>(6)地域防災対策の連携強化について</p> <p>大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。</p> <p>(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)</p> <p><継続></p> <p>①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について</p> <p>予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害</p>	<p>マニュアル感染症対策編を作成し、避難所における3密の回避等感染症対策について定めたところ。</p> <p>防災計画の策定については、国や府と整合をとるよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>(5) 地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である3日間までの職員参集率は約80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。</p> <p>近隣市町との連携については、泉州地域の9市4町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>(6) 地域防災対策としては、行政と市内各地区の自主防災会との情報交換や自主防災会同士の連携を図ること等を目的とし、年に4回連絡協議会を開催し、積極的な情報交換をする等し、災害時に備え平時から地域防災力の向上、発展に努めています。</p> <p>消防団につきましては、資機材、装備の計画的な更新及び消防学校等で実施される各種訓練・研修へ積極的に団員を派遣し、消防活動時に必要となる技術と知識の習得を図る等、地域防災力の向上を図っています。</p> <p>帰宅困難者対策については、事業者等との災害時応援協定の締結等の機会を通じて、必要な対策の普及・啓発に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>(7)①府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成29年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成及び配布しました。また、土砂災害や</p>
---	---

の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安

洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引続き府に要望や協議を行います。

土砂災害防止月間の6月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施しています。

避難情報の種類や、住民等がとるべき行動については、広報紙、ウェブサイトに掲載し、引続き周知を行います。

(危機管理課)

(7)②大型台風等大規模自然災害の発生のおそれがある場合、府では災害モード宣言が発信され、府民や事業者へ府に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、日常生活の状態から、災害時の状態への意識の切替えを呼びかけています。

また、公共交通機関においては、計画運休や間引き運転を行うことが考えられますが、これらの情報を市においても正確かつ迅速に市民に周知できるよう努めます。

そして、災害発生時の対応は、コロナ対策の基本となる、3密回避、マスク着用、消毒、検温等の措置を講じ、適切に対応します。

(危機管理課)

(8)本市では、街頭及び市内駐輪場、駅前等に合計65台防犯カメラを設置しており、犯罪抑止に努めていますが、今後も防犯カメラの増設を進め、さらなる犯罪抑止力の向上に努めます。

(生活福祉課)

(8)市内における防犯活動については、広報紙や官公庁連絡会等あらゆる機会を捉えて犯罪防止啓発に努めます。警察機関との連携や、公共交通機関の事業者が独自で行う対策についても官公庁連絡会等において情報提供・交換を積極的に行います。

<p>心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置等)への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。</p> <p><新規></p> <p>(9)交通弱者の支援強化に向けて 誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。</p>	<p style="text-align: right;">(秘書広報課)</p> <p>(9)買い物困難者への支援については、現在も行われている民間事業者による出張販売に関する広報等の支援を行うほか、市内複数個所における COOP による移動販売の実績等を分析し、実体の把握に努めます。 (産業観光課)</p> <p>(9)平成 14 年から、公共交通システムとしてコミュニティバスの運行を開始し、利便性の確保及び高齢者、障害者等の交通手段の確保を図っています。 平成 29 年 4 月からは、車イスのまま乗降でき、高齢者や子どもにも乗りやすいノンステップバスの新型車両を 2 台導入するとともに、運行時刻、運行路線の見直しを行い、路線を従来の 10 路線から 14 路線に拡充しました。また、特に市民からの要望が多かった商業施設への乗入れも行っています。今後も市民の生活交通や交通弱者に対して、快適な移動手段を確保するために、利便性の向上に努めます。 (環境整備課)</p> <p>(9)障害者の外出を支援する移動支援事業の充実を図ります。 (障害福祉課)</p> <p>(9)主に高齢者を含んだ交通弱者への支援は、介護保険法に定められている介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業等において、地域の実情に応じて、検討することになっています。具体的に、本市では、中学校圏域を 4 つに分け、各圏域において、月 1 回市民を交え、地域課題について考え、新たなサービス等を創出す</p>
---	--

<p><新規> (10)持続可能な水道事業の実現に向けて 持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者による水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。</p> <p><新規> (11)<大阪南地域協議会 統一要請> ①リモートワークのルール作成について 緊急事態宣言以降、各企業でリモートワークや時差出勤等が進められているが、付け焼き刃感が拭えない。また、企業規模によるばらつきも大きい。自治体として指針を示されたい。</p> <p>②鉄道の高架化、ホームドアの設置について 踏切の撤去・駅のバリアフリー化・駅周辺の道路拡幅は、高齢者・障がい者に優しいまちづくりに欠かせない取り組みである。交通事業者と協力し、鉄道の高架化、ホームドアの設置を進</p>	<p>るための会議を開催しています。その中でも、交通弱者についての議論をしており、今年度においては、コミュニティバスを有効活用するために、既存の時刻表とは別に市民一人ひとりに合ったカスタマイズができる時刻表の作成等に取り組みました。次年度も引き続き、市民を交えた会議を開催し、支援体制整備の推進を図ります。 (長寿社会推進課)</p> <p>(10) 本市水道事業につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。 本要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いします。 (下水道課)</p> <p>(11)①本市においても緊急事態宣言を受け、時差出勤や在宅勤務制度を導入したところ。テレワークの活用については、その目的や効果を明らかにしたうえで、対象となる業務の精査を行うとともに、制度の変更や規則の見直しの必要性の検討を行います。実証を積み、国・府・他団体の状況を参考に指針策定の検討を行います。 (人事課)</p> <p>(11)②バリアフリー基本構想に基づき、交通事業者と協力し、鉄道駅舎及び駅周辺について、施設利用の利便性や安全性の向上を促進しています。 (都市政策課)</p>
--	---

<p>めること。また、転落事故の大半は酔客であることから、マナー啓発にも努めること。</p>	
<p>7.泉南地区協議会独自要請</p>	
<p><継続（一部修正）> (1)既存の地元企業への支援について 新規参入企業に対する優遇税制の制度等は各自治体で設けられているが、既存地元企業に対する支援がなされていないのが現状である。早急に地元企業が市外への流出等が無いよう支援体制を図り、支援の拡充を図ること。 また、地元企業への支援として、地元企業がりんくう公園を利用する場合の優遇制度等の設立について検討を行うこと。</p> <p><継続（一部修正）> (2)少子化対策について 幼児教育の無償化が実施されましたが、泉南市においては給食費については、完全無償化とされていない状況です。近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市においても無償化を予定しているとのことです。幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため給食費の無償化を図ること。</p>	<p>(1) 既存の地元企業・事業所については、事業資金融資利子補給制度、退職金共済掛金補助制度を主な柱として支援を行い、地域の雇用、賃金水準の確保に努めます。 新型コロナウイルス感染症に起因する影響を受けた事業者に対しては、セーフティネット保障 4 号、5 号、危機関連の認定を速やかに行い、滞りなく事業継続が行えるよう支援を継続します。 <p style="text-align: right;">(産業観光課)</p> </p> <p>(2) 本市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。 副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。 2号認定については、1号認定及び学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。 なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。 <p style="text-align: right;">(保育子ども課)</p> </p>

(1)感染拡大防止に向けた対策強化について	
<p>①医療提供体制の強化 再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。</p> <p>②感染者受け入れ体制の強化 新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。</p> <p>③医療機関への経営支援 新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国に対して働きかけること。</p>	<p>①府内では、症状がある場合は、身近なかかりつけ医等で検査できる体制が整備されており、現在泉佐野保健所管内で60か所の医療機関が診療・検査医療機関となっています。また、令和3年1月21日より、少しでも症状のある高齢者施設等関連の方が迅速にPCR検査できる「高齢者スマホ検査センター」が開設しています。本市としても、引き続き検査体制・医療体制の充実を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p> <p>②宿泊療養施設の設置については、府が実施しており、本市としても、近隣市町とも連携をはかり、宿泊療養施設での体制の充実を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p> <p>②防護服・マスク・手袋・消毒液等については、本市においては令和2年に避難所コロナ対策として一定数を確保しています。これらの物資は、今後もコロナ感染症が終息するまでは、引続き備蓄数を考慮しながら必要に応じて更に調達する必要があると考えています。</p> <p>感染者を受け入れる宿泊施設に、本市の市民が宿泊することになれば、これらの物資の提供については協力できるよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>③コロナの影響による、外出自粛や医療機関での感染不安から受診控えがおこっているため、本市でも、オンラインや電話による診療の紹介や、予防接種や健診等他の疾患の予防や重症化予防のため、必要な受診は適切に行うよう、市民に周知をはかっています。</p> <p>医療従事者や医療機関への経済的な支援の実施については、国・府の対処方針等情報収集を行い、市としても、近隣市町とも連携をはかり、支援体制の充実を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p>

(2)非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

①PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

①府内では、症状がある場合は、身近なかかりつけ医等で検査できる体制となっています。また、令和3年1月21日より、少しでも症状のある高齢者施設等関連の方が迅速にPCR検査できる、「高齢者スマホ検査センター」が開設しています。

無症状者への検査は症状のある方の行政検査に影響を及ぼさないようにする必要があります。対応できる検査実施機関は少ない現状です。医療・介護・学校等で陽性者が発生した場合は、保健所の疫学的調査により、濃厚接触者だけでなく、検査対象を幅広く実施されており、引続き検査体制・医療体制の充実を要望します。

(保健推進課)

①感染リスクの高い業務を行っている労働者へのマスクや消毒液等の物資の供給については、例えば医療機関や介護事業者等、現にリスクが相当高い事業所については、必要数を検討し、可能な範囲で供給できるよう努めます。

感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成については、国のコロナ対策事業の中で本市として必要性等を考慮し、対応を考えます。

(危機管理課)

①PCR検査については、保健所や帰国者・接触者外来等を経由するものは保険適用であり、また新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種に関しては、現在医療分野のほか、国民生活・国民経済安定分野において対象となる業種が定められているところです。今後、国によって対象となる業種が拡充される場合は、その情報提供に努めます。

(産業観光課)

②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国・

②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業を余儀なくされた中小事業主の労働者のうち、雇用主から休業手当を受けることのできない場合は、国による新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となります。感染影響の拡大を受け、対象期間や申請期限が延長されており、その情報提供に努めます。

<p>府に求めること。</p> <p>③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ の禁止の徹底 医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、市民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。</p> <p>④保育・介護施設の事業継続 労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対応等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。</p>	<p>(産業観光課)</p> <p>②国民健康保険における傷病手当金の支給については、令和2年度において、国からの通知に基づき、条例改正及び予算措置を行い対応しています。今後も、本市における新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて、国・府に対し令和2年度と同様の措置を行うよう要望します。</p> <p>(保険年金課)</p> <p>③医療従事者、事業者を含む、全ての方にとって、新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害はあってはならないことです。本市人権推進課により行動規範等の啓発、相談窓口の情報提供が行われています。</p> <p>(産業観光課)</p> <p>④介護施設の運営継続のため、国・府の対処方針等の情報提供及びマスク等の衛生用品の配布を行うとともに、近隣市町とも連携をはかり、支援体制の充実を要望します。府内では、介護サービス事業所・施設等で業務に従事している方に対する慰労金の交付、感染症対策に係るかかり増し経費の助成、休業した事業所の再開に向けた支援事業、クラスターが発生した場合の応援職員派遣等が主な支援となっています。また、令和3年1月21日より、少しでも症状のある高齢者施設等関連の方が迅速にPCR検査できる、「高齢者スマホ検査センター」が開設しています。本市としても、りんくう総合医療センター感染管理認定看護師による研修を行う等、感染対策の啓発及び支援体制の推進を図ります。</p>
---	--

	<p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p> <p>④マスク着用の徹底、こまめな消毒等、職員、児童の感染症対策に留意しながら適正な保育の提供のため、引続き施設運営を継続します。</p> <p>なお、4月の緊急事態宣言時は家庭保育が可能な保護者には積極的にご協力いただき、ご協力いただいた日数に応じて、保育料を日割計算による軽減を実施しました。</p> <p>公定価格につきましては、国や府の動向を踏まえ、対応します。</p> <p>補助金につきましては、感染予防対策に係る費用の補助を検討します。</p> <p style="text-align: right;">(保育子ども課)</p>
(3)雇用維持と事業継続について	
<p>①休業要請の根拠の明示 休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、検討する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。</p> <p>②労働者の雇用の維持・継続への支援 休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。</p> <p>③中小企業支援の拡充 中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。</p> <p>④就職内定取り消し者への支援強化 今年度の就職内定取り消し者や来年度の新卒者の就職活動をハローワー</p>	<p>①新型インフルエンザ等特別措置法に基づく休業要請等が発出された際は、対象となる期間や業種等について、情報提供に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(産業観光課)</p> <p>②休業要請の対象となる事業者に対しては、雇用調整助成金や雇用維持のための従業員出向に対する産業雇用安定助成金（仮称）についての情報提供を行い、雇用の安定と継続に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(産業観光課)</p> <p>③国及び府による事業者支援策に関しては、市商工会と連携することで、幅広い情報提供に努めます。市独自の支援策であるテイクアウト・デリバリー支援事業補助金、キャッシュレス決済等推進事業補助金について積極的な活用を促します。</p> <p style="text-align: right;">(産業観光課)</p> <p>④採用内定者に対する事業者支援は雇用調整助成金の特例が適用されます。所管のハローワーク等との連携により情報提供に努</p>

<p>クと連携し支援すること。</p> <p>⑤不利益を被った労働者への支援強化 賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。</p>	<p>めます。</p> <p>(産業観光課)</p> <p>⑤持続化給付金、雇用調整助成金等の事業者向け支援のほか、個人向け貸付となる緊急小口資金や総合支援資金等についても担当機関の情報を提供しています。</p> <p>(産業観光課)</p>
<p>(4)エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について</p>	
<p>①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実 社会インフラを支える道路、鉄道、バス、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事する方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。</p> <p>②公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止と鉄道の安定的運行の確保 不特定多数の方が利用する鉄道をはじめとする公共交通機関においては、働く者の安全と公共交通機関からの感染拡大を防止する観点から、徹底した安全対策を講じる必要がある。事業者への支援を実施するとともに状況把握に努め、事業者・利用者をはじめとする各関係者への情報提供を通じ、鉄道の安定的な運行を確保されたい。</p>	<p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき医療分野、国民生活・国民経済安定分野に区分される各業種が特定接種を受けられるものとして指定、登録することが可能となっています。今後、登録事業者に関する国等の支援策が拡充されれば、その情報について迅速な提供に努めます。</p> <p>(産業観光課)</p> <p>②さわやかバスについては、乗務員の健康管理から始まり、体温チェック消毒等を徹底、またバス内においては、運転手の後部座席及び降車扉に一番近い座席を閉鎖し、こまめに換気を行う等、感染防止対策をとっています。今後も事業者との情報共有をはかり感染防止に努めます。</p> <p>(環境整備課)</p>
<p>(5)教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について</p>	
<p>①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保 感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。</p>	<p>①市教育委員会では、市内公立小中学校、幼稚園に対して、感染予防及び感染拡大防止の観点から、備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を支援しています。さらに、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策事業として以下の対策を行いました。</p>

<p>②学校の負担軽減 学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。</p> <p>③教員の負担軽減 教育現場の過重労働に対し、サポート教員やスクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、国・府に対して支援施策を講じるよう求めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての園児、児童、生徒へ泉州タオル製の布マスクを配布 ・小中学校・幼稚園へ非接触型体温計、消毒液を配備 ・小中学校にマスクを配備 ・留守家庭児童会に消毒液、マスク、サーキュレーターを配備 ・小学校配膳室にオートサンテーション、スポットクーラー、2槽シンクを整備 ・給食係児童のためにエンボス手袋を配備 ・小中学校・幼稚園に消毒液、石鹼水、空気清浄機を配備 ・熱中症対策のため、全ての園児、児童、生徒へ冷感タオルを配布 ・幼稚園の預かり保育のための消毒液、マスク、備品等を配備 ・留守家庭児童会、公民館、図書館、文化ホール、埋蔵文化財センター、市民体育館、りんくう体育館へ非接触型体温計またはサーモグラフィを配備 <p style="text-align: right;">(指導課)</p> <p>②全国的に第2波の感染拡大が見られた8月、市教育委員会は、市内全ての小中学校に対し、府県境を超えた宿泊を伴う修学旅行について中止を要請しました。その際、発生した修学旅行のキャンセル料については、市が負担を行い、保護者等の負担軽減を図りました。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p> <p>③市教育委員会では、web ページにより年間を通して、小中学校で勤務する講師の募集を随時行っています。また、4名のスクールソーシャルワーカーを配置し、各中学校区において有効に活動しています。さらには、今年度から始まるJETプログラムにより、海外から来日するメンバーに対するボランティアも募集しています。このように、教育現場で活躍していただく人材を、広く募集しているところです。</p> <p>また、これらの取組が継続できるよう、大阪府都市教育長協議会等を通じて要望を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p>
---	---